

<リック総合共済規則>

第1章 総則
第1条（趣旨） この規則は、日産労連リック規程（以下「リック規程」という）第2条（事業内容）および第3条（規則の設置）に基づいて定める。
第2条（目的） リック会員の相互扶助により、リック会員と家族の福利および支援をはかることを目的とする。
第3条（加入の義務） リック規程第4条（会員）に定めるリック会員は、すべてこのリック総合共済（以下「総合共済」という）に加入しなければならない。 但し、エルダークラブ会員はリックエルダークラブ共済に加入する。
第2章 共済の内容 第1節 共済の種類
第4条（共済の種類） 共済の種類は次の通りとする。 1）共済給付 （1）死亡 ①弔慰金（本人、配偶者、子供、両親） ②葬儀共済一式（別表2） （2）傷病（休業1ヵ月以上） （3）障害（労災等級1級～10級、身体障害者等級1級～7級） （4）結婚 （5）出産 （6）住宅災害 （7）入学祝 （8）特別子供年金 2）短期融資
第2節 共済給付の内容
第5条（共済給付の内容） 共済給付は、別表1・2・3に掲げる内容とする。
第6条（共済給付の申請） 規則第4条（共済の種類）1号に定める共済事由が発生したときは、共済給付申請者は、加盟組合を通じてリック局に給付の申請をしなければならない。
第7条（共済給付の審査） 前条の申請を受けたときリック局は、別に定める共済給付認定基準に基づいてその内容を審査し、共済給付の要件に適合していると認めるときは、すみやかに給付する。
第8条（緊急給付の措置） 1. 火災、自然災害のため、リック会員が集団的に大きな損害を受け、中央執行委員会がただちに給付を要すると判断した場合、リック局は、緊急給付の措置をとることができる。 2. 緊急給付については、別表4に掲げる内容とする。
第9条（特別救援活動） 1. 第5条（共済給付の内容）に定める共済給付のほか、中央執行委員会が特に救援を必要と判断した場合、リック局は救援物資（食料、衣類、毛布）等を総合共済会計より購入し支給することができる。 購入する物資の種類、金額、支給基準等はそのつど定める。 2. この活動に必要な諸経費は総合共済会計より支出する。
第10条（共済給付を行わない場合） 次の各号に掲げる事実が判明したときは、共済給付を行わない。 1) 本人もしくは世帯を同じくする家族が、故意に火災を発生させたとき。 2) 犯罪行為もしくは日産労連の名誉を傷つける行為を伴うとき。 3) 共済給付の申請に関して、虚偽の記載または虚偽の証拠提出を行なったとき。 4) 正当な理由なく共済掛金を3ヵ月以上未納のとき。

第11条（共済給付金受取人の範囲および順位）

1. 共済給付金受取人の範囲は、次の各号の通りとする。
 - 1) リック会員
 - 2) リック会員の配偶者
 - 3) リック会員の子供
 - 4) リック会員の両親
 - 5) リック会員の孫
 - 6) リック会員の祖父母
 - 7) リック会員の兄弟姉妹
2. 共済給付金受取人の順位は、前項各号の順位による。
3. 共済給付金受取人の範囲および順位は、労働基準法施行規則に基づく。
4. 特別子供年金の受取人は、前項の定めにかかわらず子供の親権者、または後見人とする。

第12条（共済給付の弁済）

共済給付を行なった後、規則第10条（共済給付を行なわない場合）に掲げる行為が発覚した場合は、すでに給付した共済給付を弁済させる。

第13条（共済給付請求の時効）

1. 共済事由の発生した日（但し、傷病については休業終了日、障害については労災は支給決定年月日、身体障害は交付年月日とする）から6ヵ月以内に共済給付の請求を行なわないときは、その請求権を失う。
2. 各種休暇（産前産後休暇・育児休暇・介護休暇等）を取得した場合または休職をした場合は復職後6ヵ月以内、出向者は復帰または転籍後6ヵ月以内に共済給付の請求を行なわないときはその請求権を失う。但し、その場合は休暇取得、休職等の証明を必要とする。
3. 住宅災害については事由発生日から6ヵ月以内に損害が発見されず請求ができなかった場合に限り、損害発見日から6ヵ月以内に共済給付の請求を行なわないときにその請求権を失う。但し、その場合は損害発見日の証明を必要とする。
4. 給付承認後3ヵ年を経て給付金を受領しない場合、その給付金は寄付金として処理される。

第3節 短期融資の内容

第14条（短期融資の金額および融資条件）

短期融資の金額および融資条件は別表5に掲げる内容とする。

第15条（短期融資の申請）

短期融資の申請は、所定の申請用紙および借入金証書に必要事項を記入し、加盟組合を通じてリック局に申請しなければならない。

第16条（短期融資を行なわない場合）

- 次の各号に掲げる事由が発生したときは短期融資を行なわない。
- 1) 犯罪行為もしくは、日産労連の名誉を傷つける行為を伴うとき。
 - 2) 短期融資の申請に関して、虚偽の記載または虚偽の証拠提出を行なったとき。
 - 3) 正当な理由なく共済掛金を3ヵ月以上未納のとき。
 - 4) 貸付日現在短期融資を受けていて返済が完了していないとき。

第17条（短期融資貸付金の弁済）

短期融資を行なった後、前条に掲げる行為が発覚した場合は、すでに融資を受けた金額に利息を添えて弁済させる。

第18条（短期融資緊急貸付の措置）

1. 火災、自然災害のため、リック会員が集団的に大きな損害を受け、中央執行委員会がただちに貸付を要すると判断した場合、リック局は、緊急給付の措置をとることができる。
2. 緊急貸付については、別表5に掲げる内容で貸付を行なう。この場合、第16条（短期融資を行なわない場合）4号の規定にかかわらず、貸付日現在短期融資を受けていて返済が完了していない場合も貸付を行ない、また会員資格取得年数を問わず貸付を行なう。

第3章 再審査

第19条（再審査の請求）

1. リック会員はこの規則の適用に異議があるときは、リック局に対して再審査を請求することができる。
2. 再審査請求は、決定通知があった日から1ヵ月以内にこれを行なうものとし、それを経過したときは請求権を失うものとする。

第20条（再審査）

リック局が再審査の請求を受理したときは、中央執行委員会において遅滞なく申立事項についての再審査を行ない、採否の決定等必要な措置を講じなければならない。

第4章 会計

第21条（会計の性格）

この会計はリック規程第5条（会計）による事業会計として管理する。

第22条（収入）

この会計の収入は共済掛金および寄付金等でまかなう。

第23条（共済掛金の額および人員）

1. 共済掛金の額は、月額170円とする。
2. 掛金の納入人員については日産労連規約第59条（会費および加入金）3項、4項を適用する。

第24条（運営管理費用）

総合共済の運営に伴う諸経費および管理諸費用は、総合共済会計より支出する。

第5章 付則

第25条（規則の改廃）

この規則の改廃は、中央委員会の議決を経て行うものとする。但し中央執行委員会の承認により施行することが出来る。

第26条（細則の設置）

この規則に必要な細則は別に定める。

第27条（施行期日）

この規則は1967年12月1日（昭和42年）から実施する。

1. 経過措置
 - 1) 自動車労連救援基金運営規程および共済会会計は、1967年12月31日（昭和42年）をもって廃止し、1968年1月1日（昭和43年）よりこの規則の特別会計に統合する。
 - 2) この規則による共済掛金は、1967年12月（昭和42年）分より徴収するものとし、1968年1月1日（昭和43年）以降発生した共済事由に対し給付するものとする。
 - 3) この規則の初年度会計期間は、1967年12月1日（昭和42年）より1968年2月末日（昭和43年）までとする。
2. 1971年1月1日（昭和46年）改定
3. 1975年1月1日（昭和50年）改定
4. 1978年7月1日（昭和53年）改定
5. 1979年2月9日（昭和54年）改定
6. 1982年7月1日（昭和57年）改定
7. 1983年7月1日（昭和58年）改定
8. 1985年12月10日（昭和60年）
自動車労連共済組合の創設に伴い施行された共済組合規約に基づいて1986年1月1日（昭和61年）より改定実施する。
- 経過措置
この規約による初年度会計期間は、1986年1月1日（昭和61年）より1986年6月末日（昭和61年）までとする。
9. 1987年10月1日（昭和62年）改定
10. 1989年1月1日（昭和64年）改定
（自動車労連から日産労連に名称変更）
11. 1992年1月1日（平成4年）改定
12. 1992年12月11日（平成4年）
日産労連リック事業部の創設にともない施行されたリック事業部規約に基づいて、1993年1月1日（平成5年）より改定実施する。
13. 1999年1月1日（平成11年）改定
14. 1999年7月1日（平成11年）改定
15. 2001年1月1日（平成13年）改定
16. 2003年7月1日（平成15年）改定
17. 2005年7月1日（平成17年）改定
18. 2005年7月12日（平成17年）改定
（リック事業部の解散による変更）
19. 2006年7月1日（平成18年）改定
20. 2009年7月1日（平成21年）改定
21. 2013年10月1日（平成25年）改定
22. 2014年4月1日（平成26年）改定
23. 2014年10月1日（平成26年）改定
24. 2021年1月1日（令和3年）改定
25. 2026年4月1日（令和8年）改定

<リック総合共済給付認定基準 >

<p>1. 死亡認定基準</p> <p>1) 認定基準 死亡給付対象者の範囲は次の基準によるものとし、死亡の原因が何であったかは問わない。</p> <p>2) 対象者</p> <p>(1)リック会員（本人）</p> <p>(2)リック会員の配偶者 配偶者の定義 配偶者とは入籍されている配偶者をいう。但し入籍されていなくとも生計を一にし、事実上婚姻関係にある場合を含む。その場合、戸籍上の性別が同一である場合も含む。 入籍されていない場合は、住民票に加盟組合の承認印を必要とする。</p> <p>(3)リック会員の子供</p> <p>①子供の定義 子供とは、リック会員あるいはリック会員の配偶者が扶養している子供をいう。</p> <p>②出産直後の死亡や死産について 出産直後の死亡および死産の場合についても認定する。 死産とは妊娠12週以降の死児の出産をいう。</p> <p>(4)リック会員の両親 両親の定義 両親とは、リック会員本人および配偶者の実親をいう。またリック会員本人および配偶者に法的養子縁組手続きがされている養父母がいる場合は、養父母についてのみ対象とする。</p>
<p>2. 傷病認定基準</p> <p>1) 認定基準 傷病とは、すべての疾病および負傷をいい、その原因が業務上であったかどうかは問わない。 休業1ヵ月以上とは、傷病により連続して1ヵ月以上休業した場合をいう。</p> <p>2) 1ヵ月の取り方 1ヵ月の計算方法は30日単位でなく暦での計算とする。（定期券の1ヵ月計算と同様） <1ヵ月の例></p> <ul style="list-style-type: none">・ 2 / 5 から 3 / 4・ 2 / 1 から 2 / 28・ 2 / 28 から 3 / 27・ 3 / 31 から 4 / 30 <p>3) 休業開始日前、終了日後が休日であっても療養中であれば休業日とする。</p>
<p>3. 障害認定基準</p> <p>1) 認定基準 障害とは、労災等級に定める1級から10級、身体障害者等級に定める1級から7級をいう。 障害の原因は、事故または疾病によるもので、原因が業務上であったかどうかは問わない。</p> <p>2) 等級変更 等級が変更になった場合は、給付金の差額を給付する。</p> <p>3) 複数認定 労災等級と身体障害者等級ともに認定された場合、どちらか金額の高い方を適用する。</p>
<p>4. 結婚認定基準</p> <p>1) 認定基準 結婚とは、法律上の婚姻および内縁関係をいう。</p> <p>2) 再婚 再婚の場合も給付の対象となる。</p>
<p>5. 出産認定基準</p> <p>1) 認定基準 リック会員と配偶者の間に生まれた子の出生をいう。</p> <p>2) 双子以上の場合 双子以上の場合は、それぞれに給付する。</p> <p>3) 死産の場合 死産については対象外とする。</p>

6. 住宅災害および緊急給付認定基準

1) 認定基準

住宅災害とは、風、水、火、震災その他避けることのできない天災や事故（天災や事故の範囲についてはリック火災共済の認定基準による）により、リック会員が現に居住している家屋、またはリック会員と生計を一にしている家族が現に居住している家屋が損害を受けるか、もしくはこれを喪失することをいい、自家、借家（社宅、寮を含む）の別を問わない。また貸家は対象にならない。

2) 家屋の定義

- (1) 家屋とは、リック会員および生計を一にする家族が主たる生活を営む住宅および付属設備をいい、非居住建築物を含まないものとする。
- (2) 付属設備とは建物に付属する設備全般をいい、建物本体と接続または機能的に一体となった給排水設備、衛生設備、消火設備、運搬設備、ベランダなどをいう。
- (3) 非居住建築物とは、門、塀、物置、納屋、土蔵、店舗、車庫、カーポートなどをいい、便所、浴室、炊事場などは別棟でも居住区域とする。但し、アパート等の共同部分は含まない。

3) 被害の程度

- (1) 火災による損害は、次の基準によるものとする。

①全焼

全焼とは、地方自治体発行の罹災証明書により全焼と証明されたものをいう。

②全焼以外

全焼以外とは、家屋の被災額が20万円以上のものをいう。

③消防破壊

消防破壊の場合は、別表3火災の「イ」～「ロ」に準ずる。

④消防冠水

消防冠水は、その程度に応じ規則、別表3自然災害の「ホ」に準ずる。

- (2) 自然災害による損害は次の基準によるものとする。

①全壊・全流失

全壊・全流失とは、地方自治体発行の罹災証明書により全壊・全流失と証明されたものをいう。

②全壊・全流失以外

全壊・全流失以外とは、家屋の被災額が20万円以上のものをいう。

③床上浸水

床上浸水とは、人が起居するに必要な床上以上に浸水し、その為日常生活を営むことができないものをいう。

4) 被災住宅区分の考え方

被災住宅区分は次の基準によるものとする。

- (1) 対象の住宅に2人以上居住
- (2) 対象の住宅に1人居住

5) 2種以上の給付事由の発生

同一の災害により2種以上の住宅災害給付事由が発生した場合は災害程度の高い方を適用する。

7. 入学祝認定基準

1) 認定基準

給付対象者は毎年4月に小学校1年に入学する児童を持つリック会員とする。

2) 双子以上の場合

双子以上の場合はそれぞれに給付する。

8. 特別子供年金認定基準

1) 認定基準

給付対象となる子供とは、死亡したリック会員の子供であり、かつ戸籍に入籍され、義務教育終了以前の子供とする。義務教育終了までとは、中学3年を終了するまでをいう。

また死亡時に配偶者がリック会員の子供を妊娠していた場合は、出産の後、給付対象とする。

2) 給付の終了

給付期間は60ヵ月とする。

但し、給付期間60ヵ月未満であっても、義務教育を終了したとき、または子供が死亡したときは給付を終了する。

3) 給付しない場合

給付申請書が期日までに提出されないときは、その期間の給付は行なわない。

4) 給付月

給付は原則年2回とし、10月から3月分を5月に、4月から9月分を11月に給付する。

初回の給付は死亡日の翌月まで遡り給付する。

<リック総合共済 別表1～6>

別表1（給付種目と給付金額）

給付種目		給付金額（円）		
死亡	本人	300,000		
	配偶者	100,000		
	子供（扶養）	50,000		
	両親	5,000		
	*葬儀共済を選択する場合は別表2			
傷病	（休業）1ヵ月	5,000		
結婚		5,000		
出産	出生児1名に対して給付	5,000		
障害	労災等級	1級	300,000	
		2級	250,000	
		3級	200,000	
		4級	80,000	
		5～6級	50,000	
		7級	30,000	
		8～10級	20,000	
	身体障害者等級	1～2級	200,000	
		3級	50,000	
		4級	30,000	
		5～7級	20,000	
		入学祝	小学校新入学児童1名に対し祝い品を給付	
		特別子供年金	子供1名に月額5,000円を最高60ヵ月給付 但し、義務教育期間（中学校終了）まで	

別表2（葬儀共済給付）

葬儀共済利用（本人負担）

葬儀対象者	充実セット	基本セット	お別れ火葬セット
本人・配偶者 子供（扶養）	36万円	なし	なし
両親	54万円	18万円	14万円
祖父母 子供（非扶養） 子供の配偶者 兄弟姉妹 おじ・おば・孫	60万円	24万円	20万円

*負担額には消費税を含まない

葬儀共済利用時（給付金）

本人死亡のみ	5万円
--------	-----

別表 3 (住宅災害給付種目と給付金額)

被災住宅区分		(1) 対象住宅に2人以上居住	(2) 対象住宅に1人居住
被災の程度		(円)	(円)
火災	イ 全焼	200,000	100,000
	ロ 全焼以外	30,000	30,000
自然災害	ハ 全壊・全流失	150,000	100,000
	ニ 全壊・全流失以外	30,000	30,000
	ホ 床上浸水	30,000	30,000

別表 4 (緊急給付の給付種目と給付金額)

ランク	被害の程度	見舞金額 (円)
A	別表3のイ、ハの程度に該当するもの	30,000
B	別表3のロ、ニ、ホの程度に該当するもの	20,000
C	別表3のイ、ロ、ハ、ニ、ホの程度に該当しないもの	10,000

別表 5 (短期融資金額および融資条件)

項 目	条 件
融資額	5万円から30万円まで、1万円単位 リック会員資格取得後 1年以上3年未満 5～10万円 3年以上 5～30万円
融資日	別途定める
融資期間	12ヵ月および22ヵ月
償還	2ヵ月間据置き、元利均等10ヵ月または20ヵ月償還 但し、リック会員の資格を失ったときは償還未済金額を一度に返金する
利息	1万円につき、12ヵ月利息100円、22ヵ月利息200円

別表6 (給付申請に必要な添付書類)

	申請提出書類		備考
	申請書	添付書類	
死亡	○	本人 ①死亡診断書 ②死体検案書 ③戸籍謄本または抄本 (死亡の記載があるもの) ④埋葬許可証 (以上のいずれか一つ)	写しでも可
		配偶者・子供 上記①～④のいずれか一つ もしくは会葬礼状または訃報連絡で可 死産の場合は妊娠12週以降と証明できる診断書・母子手帳など	
		両親 不要	
傷病	○	①医師の証明書(入院期間のわかるもの) ②傷病手当金請求書(事業主が休業期間を証明しているもの) ③会社発行の休業証明書(休業開始日、終了日の前後が、休日等で労働日ではなく、その部分の休業が証明されず、その休日を加えると給付金が変わる場合、組合の追記が必要) (以上のいずれか一つ)	写しでも可
障害	○	①労働災害認定書 ②身体障害者手帳 (以上のいずれか一つ)	写しでも可
結婚	○	不要	
出産	○	不要	
住宅災害	○	①官公署発行の罹災証明書 (市区町村長、警察署長、消防署長、もしくはそれぞれの出張所のいずれか一つの罹災証明書) ②被災額の見積書(明細のわかるもの) ③写真 (①～③のすべて必要とする。但し、下記の通りの扱いとする。 ①官公署発行の罹災証明書 ・発行されない場合は住宅災害報告書が必要 ・被災の程度(被災の程度、被災面積、被災割合など)の記載がない場合は写真等被災の程度がわかるものも必要 ②被災額の見積書 全焼以外、全壊・全流失以外、消防破壊の場合は必要 ③写真 罹災時に撮影ができた場合は必要)	火災共済加入者で給付済の場合は全労済への提出書類で証明に代えることができる
入学祝		不要	
特別子供年金	特別子供年金登録票	①受取人が親権者の場合、子供および親権者の戸籍謄本 ②受取人が後見人の場合、子供および後見人の戸籍謄本	写しでも可